

税理士による 無料申告相談

銚子税務署

☎ 0479(22)11571

⑧1211

内線1111

3月1日(木)
光町役場第1・第2会議室
午前9時30分～午後3時30分

税務署の 出張相談



還付申告書は2月15日以前で
も、提出できます。

3月1日(木)
光町役場第1・第2会議室
午前9時30分～午後3時30分

税理士による 無料申告相談

- ①数字は枠内に記入してください。
- ②申告書は汚損や破損のないようにしてください。
- ③源泉徴収票などの添付書類は提出用乙に添付してください。
- ④決算書や収支内訳書は申告書にはさみ込むかクリップでとめてください。

にご注意ください。
①数字は枠内に記入してください。
②申告書は汚損や破損のないようにしてください。
③源泉徴収票などの添付書類は提出用乙に添付してください。
④決算書や収支内訳書は申告書にはさみ込むかクリップでとめてください。

税務署からのお知らせ

自書申告で早めの提出を

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の提出書類について、ご自分で正しく作成していくだく「自書申告」を推進しています。つきましては、不動産所得や事業所得などがある方は、売上・仕入・経費等の集計をお済ませのうえ、早めのご来場をお願いします。

定率減税(20%)の 適用をお忘れなく

定率減税額は、所得税額の20%ですが、上限額は25万円です。定率減税の適用漏れや計算誤りのないようご注意ください。

年少扶養控除の特例が廃止されました

年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除額の割増（10万円加算）の特例が廃止されました。

	区分	改正後	改正前
年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額	同居特別障害者である場合	73万円	83万円
	上記以外の場合	38万円	48万円

※平成12年1月1日から同年3月31日までの間に年少扶養親族（昭和60年1月2日以後に生まれた者）に該当する人が死亡した場合等については、特例を受けることができますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。



固定資産課税 台帳の縦覧

平成13年度固定資産税の基礎となる課税台帳の縦覧を行います。

課税台帳の縦覧は、自分が所有する固定資産について確認するための機会です。適正な課税を行うためにもぜひ、この機会にご確認ください。

期間

3月1日(木)～21日(水)
(土・日曜・祝祭日は除く)
午前8時30分～午後5時

縦覧できる人

固定資産税の納税義務者、納税代理人及び代理人（代理人については、委任状が必要です）

場所
税務課

ブロムナード
税の

